

2026年5月8日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

仙台 UC カード会員規約の改定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、2026年6月5日（金）に下記の会員規約を改定することをお知らせいたします。

本改定により、所定の支払日にご利用料金の引き落としがなされなかったお客さまは、495円（税込）の事務手数料をご負担いただくこととなります。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きお持ちの UC カードをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する会員規約

- （1）仙銀キャッシュ・クレジットカード会員規約・規定集
- （2）仙台 UC カード会員規約
- （3）仙台 UC 法人カード会員規約

2. 改定内容

【仙銀キャッシュ・クレジットカード会員規約・規定集】

改定前	改定後
<p>第9条（費用の負担）</p> <p>本人会員のご都合による第7条第1項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当行と本人会員の間で締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとします。なお、当行が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p>	<p>第9条（費用の負担）</p> <p><u>1.本人会員のご都合による第7条第1項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当行と本人会員の間で締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとします。なお、当行が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</u></p> <p><u>2.本人会員が約定支払日に支払金額を支払わなかった場合には、当行と本人会員との間の精算のために当行に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事</u></p>

	<p>務処理費用、通信費等)の一部として、当行が公表する金額を本人会員は負担するものとし、本人会員は当行の請求に基づき、当該金額を第7条に定める方法により当行に対して支払うものとし、本人会員が約定支払日に支払わなかった支払金額が第28条に定めるキャッシングサービスの利用代金のみによって構成される場合にはこの限りではありません。</p>
--	--

【仙台 UC カード会員規約】

改定前	改定後
<p>第9条（費用の負担）</p> <p>本人会員のご都合による第7条第1項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当行と本人会員の間で締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとし、なお、当行が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p>	<p>第9条（費用の負担）</p> <p>1.本人会員のご都合による第7条第1項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び、当行と本人会員の間で締結する本人会員の債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども本人会員が負担するものとし、なお、当行が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。</p> <p>2.本人会員が約定支払日に支払金額を支払わなかった場合には、当行と本人会員との間の精算のために当行に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当行が公表する金額を本人会員は負担するものとし、本人会員は当行の請求に基づき、当該金額を第7条に定める方法により当行に対して支払うものとし、本人会員が約定支払日に支払わなかった支払金額が第28条に定めるキャッシングサービスの利用代金のみによって構成される場合にはこの限りではありません。</p>

【仙台 UC 法人カード会員規約】

改定前	改定後
<p>第 9 条（費用の負担） 法人会員のご都合による第 7 条第 1 項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び当行と法人会員またはカード使用者との間で締結する債務の支払いにかかわる公正証書の作成費用は、退会后といえども法人会員及びカード使用者が連帯して負担するものとします。</p>	<p>第 9 条（費用の負担） 1.法人会員のご都合による第 7 条第 1 項以外の支払方法により発生した入金費用、公租公課及び当行と法人会員またはカード使用者との間で締結する債務の支払いにかかわる公正証書の作成費用は、退会后といえども法人会員及びカード使用者が連帯して負担するものとします。 2.本人会員が約定支払日に支払金額を支払わなかった場合には、当行と本人会員との間の精算のために当行に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当行が公表する金額を本人会員は負担するものとし、本人会員は当行の請求に基づき、当該金額を第 7 条に定める方法により当行に対して支払うものとします。</p>

3. 改定日

2026年6月5日（金）

以 上

＜本件に関する問合せ先＞
 個人営業部個人営業企画課
 クレジットカードセンター
 TEL:022-225-8371